

議案第69号

葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年葛飾区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。